

◎新潟県告示第884号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、平成26年5月28日から平成26年6月24日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年5月27日

新潟県糸魚川地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
糸魚川市 糸魚川市土地改良区	湯川内	団体営 湯川内地区 農業用排水施設整備 （基盤整備促進）事業	新規	土地改良事業 計画書の写し 定款の写し	糸魚川市役所	第48条

- 1 この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。